

第4回定例市議会の結果

27年度補正予算案など15案件を可決

27年第4回定例市議会が12月2日から22日まで行われ、27年度補正予算案など市長が提出した16案件を審議し、15案件が原案通り可決・適任、1案件が不同意となりました。また、発議案(議員提出の議案)7案件すべてが否決されました。

※新規制定条例の条文及び発議案の閲覧は情報公開室へ。

条例案

- 八千代市行政不服審査法施行条例の制定について 行政不服審査法の全部改正に伴い、条例を制定。
- 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について 任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定。
- 八千代市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について 心身障害児就学指導委員会の名称及び担任する事務を改めるため、条例を改正。
- 八千代市個人情報保護条例及び八千代市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について 行政不服審査法の全部改正に伴い、条例を改正。
- 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 行政不服審査会の委員の報酬額を定める等のため、条例を改正。
- 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部

- を改正する条例の制定について 任期付職員の給与に関し必要な事項を定める等のため、条例を改正。
- 八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について 地方税法の一部改正に伴い、条例を改正。
- 八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を行うため、条例を改正。
- 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 事業系廃棄物に係る手数料の額を改定するため、条例を改正。
- 八千代市知的障害者通所施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について 知的障害者通所施設の民設民営化を図るため、条例を平成30年4月1日に廃止。

予算案

- 平成27年度八千代市一般会計補正予算(第2

号) 歳入歳出それぞれ7億557万3,000円を追加し、総額573億3,826万3,000円。

主な内容は、学童保育所の待機児童対策、子ども・子育て支援新制度への対応、小・中学校屋内運動場天井等改修工事など。

■平成27年度八千代市墓地事業特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ1,189万4,000円を追加し、総額3億6,378万8,000円。

■平成27年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ515万9,000円を追加し、総額18億6,386万9,000円。

その他

- 路線の認定について 開発行為等により築造された道路を市道路線として認定。
- 「教育委員会委員の任命について」は不同意とされました。
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員として、豊田徳子氏が適任とされました。

お問い合わせは
☎483-1151(代表)へ
予算案は財政課、
その他は総務課へ



各計画・構想(素案)などに対する意見を募集

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、各計画・構想(素案)に対する意見を募集します。

※意見を提出できる人は、市内に住所を有する人、市内に事務所または事業所を有する人、市内の事務所または事業所に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事案に利害関係を有する人です。意見に対する個別回答は行いません。

- ▶各意見の募集期間 1月15日(金)~2月15日(月)必着
- ▶意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する募集要項に記載

▶公表場所 各担当課、情報公開室、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ、総合生涯学習プラザ(第2期生涯学習推進計画(素案)のみ)

【意見募集する計画・構想/担当課】

- 第4次総合計画後期基本計画(素案) / 総合企画課
- 第2期生涯学習推進計画(素案) / 生涯学習振興課
- 災害時要配慮者支援基本計画(改定・素案) / 総合防災課
- 汚水適正処理構想(素案) / 建設課

マイナンバー制度 個人番号カードの交付を開始します

1月18日(月)から「個人番号カード」の交付を特設会場で行います。個人番号カードの取得は任意で、本人の申請により交付されます。交付手数料は、しばらくの間無料です(紛失などによる再発行の場合を除く)。個人番号カードは、表面には氏名、住所、生年月日、性別、顔写真等が、裏面には個人番号が記載されます。個人番号を証明する書類を提出するときや本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるほか、さまざまな行政サービスに利用できる予定です。

申請後、交付の準備ができた人から順次、「交付通知書」を郵送します。27年度中に受け取る場合は予約制になります。交付通知が届いたら、電話で予約し、特設会場まで受け取りにきてください。受け取りに必要な持ち物は、同封の案内をご覧ください。

※交付開始当初は、多くの申請が予想されるので、受け取りまで期間がかかる可能性があります。

■まだ「通知カード」を受け取っていない人へ
通知カードは、27年10月5日現在の住民票の住所に「転送不要」の簡易書留で世帯主宛に郵送しました。配達時、不在で受け取れなかった場合は市役所へ返戻されるので、受け取っていない人は、左記までご連絡ください。

また、10月5日~12月28日に本市へ転入または家族全員で市内転居した人のうち、前住所で受け取っていない人に再度通知カードを送付しました。詳しくは戸籍住民課☎(483)1151(内線4140~4143)へ。

来年度の体育室の使用団体を1月18日(月)から受け付けます。体育室は18メートル×12メートルで学校の規模から比べると小規模ですが、卓球・バドミントン・体操・武道などに使用できます。

▼対象 市内で活動している10人以上のスポーツ団体
▼利用期間 4月2日(土)~29年3月26日(日)の土曜・日曜日午前9時~午後6時
※原則として1団体週1回3時間までの定期使用
▼申し込み同センター☎(486)1019へ電話連絡の上、2月15日(月)までに申請書類を提出
(適応支援センター)

上高野で揮発性有機化合物の 地下水汚染を確認

上高野複橋台地区において、井戸水水質調査を実施しました。その結果、上高野工業団地の工業用の井戸2か所、地下水環境基準の2倍程度の揮発性有機化合物(トリクロロエチレン)が確認されました。この地区はすでに水道が敷設され、飲用水が確保されていることから、市では今後モニタリング調査を実施し、汚染の推移を監視していきます。詳しくは環境保全課☎(483)1151へ。